

千葉県子ども・子育て支援プラン2020(案)に対する意見の概要と県の考え方

- 1 意見募集期間
令和2年2月10日(月)から3月1日(日)まで
- 2 意見の提出状況
意見提出数5名、提出意見16件

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただいています。

番号	該当部分	意見の概要	県の考え方
1	I-1-① 次代の親の育成	子ども(及び胎児・妊婦)の受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思う。 改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされているが、家庭内、同室内、自動車内などでの子どもら(及び胎児・妊婦)の受動喫煙防止は入っていない。 子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を本プランの施策、あるいは県受動喫煙防止条例制定等で盛り込むようお願いする。	子ども(及び胎児・妊婦)の受動喫煙の防止については、I-2-②安心して妊娠・出産できる環境づくり【施策の方向と具体策】1-①に記載のとおり、受動喫煙における母子への健康影響について普及啓発を行います。また、普及啓発に努められるよう、母子保健関係職員の資質向上を図ってまいります。
2	I-2-② 安心して妊娠・出産できる環境づくり	子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定が不可欠である。	改正法により、屋外で喫煙する際にも望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務が課せられていますので、その趣旨を踏まえて、引き続き、喫煙者等に対する啓発に取り組んでまいります。
3		子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が不可欠で、この対策が無いことには、子どもや青少年への説得力に欠ける。	子どもの時からの教育、啓発については、児童生徒の発達段階に応じ、I-1-①次代の親の育成【施策の方向と具体策】3に記載のとおり、喫煙に関する健康教育を実施し、正しい知識の普及に努めてまいります。
4	II-6-① 人権教育の推進	LGBTQについて、言及してほしい。	「心のバリアフリー」の妨げとなる様々な差別意識や偏見には、障害のある人、外国人、高齢者のほか、様々な人に対するものが含まれ、その中にはLGBTQの人に対するものも含まれています。
5	I-1-① 次代の親の育成 【施策の方向と具体策】	「1 子育てについて学ぶ機会の充実を図ります。」中の「中学生や高校生が」の部分「10代が」と記してほしい。	学校教育の中で、子供の発達段階に応じて親の役割について学ぶこととしておりますので、中学生や高校生を対象にしております。 いただきました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
6	III-9-② 子どもを犯罪や事故から守る対策の推進	子どもの死亡全数検証(CDR)の実施を記してほしい。	予防可能な子どもの死亡を減らすため、子どもの死因を調査し、効果的な予防対策を導き出す子どもの死因究明、チャイルド デス レビュー(CDR)は、重要な取組みと考えます。日本では一部研究的な取り組みは行われておりますが、収集する情報やその収集方法などの体制も確立されておられません。今後、国により制度化に向けたモデル事業が実施された後、検証に必要な体制等が具体的に示される方針となっておりますので、今回の計画には記載せず、原案のとおりとします。

番号	該当部分	意見の概要	県の考え方
7	基本的視点	・第3章の2 基本的視点の(1)子ども一人ひとりの権利の尊重で、「児童の権利に関する条約」、更に「子どもを一人の人間として尊重し、子どもにとって何が一番よいか、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子ども自身が生まれてよかったと思える環境づくりが重要です。」と明記されたこと、素晴らしい。	御意見ありがとうございます。
8	柱	施策体系の柱「Ⅱ 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり」全般に関わる、守られる「子どもの権利」を明確にし、その権利を保障し権利が侵害された時に救済するシステムを明記した「子どもの権利条例」の策定を入れてほしい。	貴重な御意見として承ります。
9	柱	施策体系の柱Ⅱは、さまざまな境遇にある子ども一人ひとりがそれぞれ幸せに生きられるように、「Ⅱ 子どもが幸せに生きられる社会づくり」の方が良いのではないかと考える。	基本的視点で「子どもの幸せを第一に考え」としているとおりの「子どもが幸せに生きられる社会づくり」は、計画全体を貫いているものです。施策体系の柱Ⅱは、「子どもの健康の保持・増進」や「子どもの生きる力を支える教育の推進」等の具体的な施策の方向性の柱としているため、原案どおりとします。
10	Ⅱ-6-① 人権教育の推進 【具体的な事業】	「子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたちに配布する。」とあるが、県内小中学生への「子どもの権利ノート」の配布を要望する。	貴重な御意見として承ります。
11	Ⅲ-8-④ 小学生の放課後対応の充実	放課後児童クラブの現状と課題に以下の内容を加筆してほしい。 * 支援員、補助員の不足が少ない地域で生じており、円滑な運営や増設に大きな支障をきたしています。	放課後児童クラブの現状と課題に、「人材の確保が必要」である旨を追記します。
12	Ⅲ-8-④ 小学生の放課後対応の充実	利用見込み数において、「利用見込み数」令和6年度の数値が令和元年度比128%に対し、クラブ数は同比108%となっている。この見通しに推移すると、1施設当たりの規模が増大し、プラン後段に掲げた「大規模化の解消」に矛盾します。設置クラブ数をさらに引き上げてほしい。 もし、か所数に支援の単位に分割することを含んでいるとするのなら、そのことをきちんと明記してほしい。	放課後児童クラブの規模の適正化については、クラブの分割や小学校の余裕教室等の積極的な利用を促進してまいります。その旨はP106に記載済みです。
13	Ⅲ-8-④ 小学生の放課後対応の充実	④「経験年数や研修履修実績等に応じた処遇改善」が明記されていることは高く評価する。	貴重な御意見として承ります。
14	Ⅲ-8-④ 小学生の放課後対応の充実	【具体的な事業】について 列挙されている事業は国の事業である。県も一部を負担していることを理解した上で、これらの内容では不十分であるので、県独自としての事業(処遇改善や施設改善等)の実施を強く希望する。	貴重な御意見として承ります。

番号	該当部分	意見の概要	県の考え方
15	I-1-① 次代の親の育成 I-2-② 安心して妊娠・出産できる環境づくり	禁煙治療費の助成(特に子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の)、「健康づくりや子ども支援基金」の新設を検討してほしい。	禁煙に関しては、職場の衛生管理者や身近に禁煙を支援したい人がいる県民等を対象に、専門の医療機関での禁煙治療をすすめることができるよう、必要な知識や情報提供を行う研修会を開催しており、引き続き、禁煙支援の環境づくりを進めてまいります。
16	II-4-③ 食育の推進	昨今の子ども達が置かれている、いじめ、学校になじめない、家庭の不安、経済的事業などによる不安定な精神的状態を良好に保つ上でも、自校式給食を通じて大人から子ども達へ手渡される愛情たっぷりの給食は、非常に重要だと思っている。学校給食法の第2条【学校給食の目標】には、理想的な給食のあり方が記載されており、自校式給食でしか実現できない項目がたくさん載っている。引き続き、食育を維持できるよう、検討してほしい。	県は、第3次千葉県食育推進計画に基づき、学校における食育を推進しております。学校給食の実施に必要な施設等の決定については、「学校給食法」により、学校の設置者である市町村がその判断をすることとなります。